墨田区立竪川第一公園における仮設の施設の占用に関する条例を公布する。

平成２９年３月３０日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第１９号

墨田区立竪川第一公園における仮設の施設の占用に関する条例

都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第１２条第１０号の規定に基づき定める、墨田区立公園条例（昭和４０年墨田区条例第１８号）第２条第１項に規定する公園のうち墨田区立竪川第一公園において占用の許可を与えることができる仮設の施設は、路上生活者等の自立支援のための施設とする。

付　則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。